

## **[事案 2021-137] 新契約無効請求**

・令和4年6月8日 和解成立

### **<事案の概要>**

希望していた商品ではなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和元年7月に乗合代理店を介して契約した一時払変額保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分は独身であり死亡保障は不要であったが、希望していた純粋な投資商品ではなく生命保険を提案されて、契約した。
- (2) 募集人から、一時払保険料が約5年で110%に増え、20年後には約160%にまで増えると説明されたが、実際にはそうではなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書等を用いて、投資型の生命保険商品であること等を説明しており、申立人も理解して契約した。
- (2) 募集人が、一時払保険料が確実に増えていくような説明をした事実はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、希望していた商品ではなかったこと等を理由とした契約無効は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人に意向確認書の控えを交付していないが、申込時の書類の控えを契約者に交付することは、契約者が契約過程を後日確認するために重要な手続であり、募集人がこれを怠ったことは看過することはできない。